

第 14 回 喜多方市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 7 年 1 月 20 日 (月) 午後 2 時 30 分

会 場 市役所本庁舎 大会議室 AB

2. 委員定数 19 名

3. 本日の総会に出席した委員

会長職務代理者 18 番 木戸 賢治

委 員

1 番 鈴木 隆	2 番 大津 康男	3 番 菊地善一郎
4 番 二瓶 崇	5 番 高野 進	6 番 菅井 大輔
8 番 山口 久人	9 番 木村富士男	10 番 武藤 常雄
11 番 小林 博行	12 番 小沢 勝則	13 番 小林千代松
14 番 横山 敏光	15 番 佐藤 光伸	16 番 渡部 信夫
17 番 庄司 英喜		

4. 本日の総会に欠席通告した委員

7 番 齋藤 澄子 会長 19 番 京野 貞夫

5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 26 号 会務報告について

報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 79 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 80 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 81 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 82 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 83 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可処分の取消願出について

議案第 84 号 農用地利用集積計画について

議案第 85 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

9. 会議の概要

○会長職務代理者（あいさつ）

改めまして、皆様こんにちは。今年もよろしくお願いいたします。

本日は、京野会長が手術後療養中のため、欠席願が提出されております。

したがいまして、喜多方市農業委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、18番木戸が議長を務めさせていただきます。

本日の総会には、報告2件、議案7件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

(開 会)

○議長

欠席委員は、7番 齋藤澄子委員、19番 京野貞夫会長であります。

定足数に達しておりますので、これより第14回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、8番 山口久人委員、9番 木村富士男委員を指名いたします。

(報告事項)

○議長

はじめに、「報告第26号 会務報告について」、「報告第27号 農地法第18

条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。
事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第26号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔16件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第26号及び報告第27号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第26号及び報告第27号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第26号及び報告第27号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第79号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転8件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、14番 横山敏光委員、所有権移転のNo.1、No.2については、9番 木村富士男委員、No.3については、6番 菅井大輔委員、No.4、No.5については、4番 二瓶崇委員、No.6については、11番 小林博行委員、No.7については、15番 佐藤光伸委員、No.8については、10番 武藤常雄委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○横山敏光委員

〔権利設定のNo.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番横山です。議案第79号No.1、農地法第3条権利設定の現地確認の結果についてご報告いたします。現地確認は1月10日午後3時ごろから、〇〇〇町〇〇〇の現地で行いました。案件は昨年12月の総会において、現地確認報告しました太陽光発電事業に絡むものでございまして、後に、議案第82号のNo.1と議案第83号のNo.1、No.2の案件としても出てくるものでございます。お手元の付属資料の19頁から20頁、21頁を見ていただきたいと思いますのですが、これは議案第83号の農地法第3条許可処分の取消案件の方でございまして、変更前、変更後が分かりやすい資料なのでご覧いただきたいと思います。もともとは案件にもあります村東15も含まれる、14から17まで4筆の畑に有限会社〇〇〇が地上権を設定し、ソバを栽培するとともに、その上部には〇〇〇電力が区分地上権を設定しまして、太陽光発電事業を一体的に行うというものでございました。ところが12月の総会終了後、計画の最北端に位置する村東14の地権者が家族の都合で、この契約を取り消したいと、解約を申し出たことから、〇〇〇電力が工事の設計を見直し

したことにより、それに伴う変更の一部となっているものです。20、21頁の土地利用計画図を見てわかりますように、案件No.1の同じ村東15の畑には、変更前、太陽光パネルが設置される予定でございました。設置変更で、パネルは南側の村東16、17の上に設置されることになりまして、15に必要とされたパネルの支柱部分、それが0.07㎡ですが、それが不必要になったものです。その部分にはそばを作付けることが可能になったことから、そこも〇〇〇が借り受けることになったものでございます。現地確認は、設定人からは所有者の〇〇〇さん、被設定人の〇〇〇からは、〇〇〇社長が出席しました。農業委員会からは、私と〇〇〇推進委員、事務局の高橋主事が立会いました。先月の総会でも紹介しましたように、東西は農道に囲まれておりまして、南側は共同利用の畑であり、北側の畑は、この案件の畑にパネルが設置されなくなったことから、周辺農地に支障を及ぼすことはないものと判断いたしました。以上で報告を終わります。

○木村富士男委員

〔所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

9番木村です。農地法第3条所有権移転案件No.1について、補足説明いたします。去る1月7日、午後3時ごろから、譲受人の〇〇〇さんと一緒に、現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは〇〇〇市在住で欠席でしたので、後日電話で確認いたしました。申請地は〇〇〇さんの畑と隣接しており、かなり以前から〇〇〇さんが無償で貸していましたが、正確には、荒らさないように管理してもらっていたという状態でした。〇〇〇さんはトラクターを所有しているので、自作地と一緒に耕していて、今年度はサツマイモを作る予定とのことでした。今後も荒らすことはないとのことでしたので、今回の申請については問題ないと判断いたしました。

続きまして、案件No.2の方も連動しています。こちらは、去る1月7日、午前8時ごろから、譲受人の〇〇〇さんと一緒に、現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんは欠席でしたので、後日電話で確認しました。申請地は〇〇〇さんの畑と隣接しており、こちらもかなり以前

から〇〇〇さんに無償で貸していたというか、正確には、荒らさないように管理してもらっていたという状態でした。〇〇〇さんも高齢ですが、面積的に大きくないので、家庭菜園として利用していて、今後も荒らすことなく利用していくとのことでしたので、今回の申請については問題ないと判断いたしました。以上です。

○菅井大輔委員

〔所有権移転のNo.3について、現地調査の結果並びに補足説明〕

6番菅井でございます。案件No.3についてご報告いたします。去る1月13日、午前10時15分より、申請地において、譲受人〇〇〇さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人〇〇〇さんは遠方のため、電話にて聞き取りを行いました。申請地は4年前から〇〇〇さんが規模拡大のため賃貸借にて耕作している農地です。30番の1はハウス3棟で胡瓜を栽培されており、36番の1ではそばを栽培されております。いずれも譲渡人の〇〇〇さんが耕作管理出来ないため、譲受人の〇〇〇さんに譲渡するものです。〇〇〇さんは親子4人で、ハウスでの胡瓜栽培、露地ではそばを栽培しており、今後も継続して、適性に耕作管理していくことを確認しました。以上のことから、調査の結果、本申請に伴う権利の取得については、問題が無いものと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

〔所有権移転のNo.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

4番二瓶です。同じく農地法3条の、案件No.4について説明いたします。去る1月12日、午後1時ごろより、譲受人〇〇〇さん宅におきまして、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんについては電話にて確認いたしました。なお、現地確認は雪のため行いませんでしたので、地図上で〇〇〇さんとの話し合いにより確認いたしました。譲渡人と譲受人は叔母と甥の関係でありまして、相続により叔母の〇〇〇さんが取得したものであります。以前より〇〇〇さんが、耕作管理をしていたわけであります。そういったことで、実家に返すような意味合いもありまして、今般の無償での譲渡となりました。申請地はこのほかに4筆ありまして、その4筆と当

申請地が併せて一枚の田となっております。そして、その耕作は部落内の〇〇〇氏が、この田を作業受託しております。そして今後も〇〇〇氏が同様に、作業受託する予定であり、以上のことにより、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、問題ないと判断いたしました。

続きまして、No.5 ですが、1月15日、午後3時ごろより、〇〇〇さん宅におきまして、聞き取り調査を行いました。これも、現地は雪の為確認できませんでしたので、地図上で〇〇〇さんと確認をしました。譲渡人と譲受人は親子の関係にあります。父である譲渡人が、経営移譲の為、今般の無償譲渡となったものであります。今後も、譲渡人が手伝いながら、譲受人が耕作管理するものと思われまますので、周辺農地には支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

〔所有権移転のNo.6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

11番小林です。案件No.6 について申し上げます。今月の9日木曜日、午前10時より、現地にて、現地の確認、並びに、聞き取り調査を実施いたしました。立会人は、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと私の3人で行いました。〇〇〇さんは、旧喜多方市内の在住でありまして、畑の管理が出来ないということで、いつもは〇〇〇さんに草刈り等を頼んでおりまして、今回その〇〇〇さんに売ることに至ったということであります。現地は積雪があり、畑の植栽状況は確認出来ませんでした。本申請による契約の権利移転については何ら問題ないと判断して来ました。以上です。

○佐藤光伸委員

〔所有権移転のNo.7 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

15番佐藤です。所有権移転No.7 について、報告いたします。去る15日、譲渡人のお三方は県外在住の為電話で、譲受人については自宅で聞き取りを行いました。また、雪の為、現地確認は出来ませんでした。譲渡人と譲受人は遠戚関係にあって、譲渡人が市外在住で管理が出来ないということから、今回の申請に至ったそうです。申請地は比較的譲受人の自宅から近い距離にあって、野菜等を作付けするそうです。自宅のすぐ近くというこ

ともあり、管理しやすく、本申請に伴う権利取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたします。以上です。

○武藤常雄委員

〔所有権移転のNo.8について、現地調査の結果並びに補足説明〕

10番武藤です。3条の所有権移転案件No.8について、ご報告をいたします。去る1月14日、譲渡人、譲受人とそれぞれ電話にて聞き取り調査を行いました。お二方とも、いとこの子で、親類関係にありまして、譲渡人の〇〇〇さんが〇〇〇在住ということで、管理が困難なため、所有権移転の申請をされたそうであります。申請地につきましては、譲受人の〇〇〇さんの自宅から、軽トラックで約10分くらいの場所にあります。そしてまた、譲受人の農地も近隣にあり、管理しやすいため、本申請に伴う権利の取得については、周辺の農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上であります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第79号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

はい。13番小林ですが、4ページの案件No.3の申請理由及び備考の欄ですが、私の解釈が間違っているかどうかわかりませんが、「譲渡人に貸している農地を売却するため譲り渡す」となっているのですが、譲受人の間違いではないでしょうか。

○事務局

大変失礼いたしました。こちら間違っておりまして、「譲受人に貸している農地を売却するため譲り渡す」の誤りでございました。大変失礼しました。

○議長

小林委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、菅井委員。

○菅井大輔委員

はい。6番菅井です。3条の権利設定の案件No.1なのですが、地積で、「うち0.07」は必要ないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局

先月ですね、こちらの0.07の分を除く分について地上権の設定はしてありまして、その際、この0.07は一時転用のポールを建てる部分ということで除外されて地上権設定されていたものでございます。今回、後ほど事業計画変更でまたご説明することになりますけれども、この村東15の土地にポールが立たなくなったということで、村東15の土地に建てる予定だったポールの0.07㎡の分について、今回さらに地上権を設定して、耕作を併せて行うこととしたものでございます。

○議長

菅井委員よろしいですか。

○菅井委員

はい。わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第79号について、案件No.3の一部を修正し、可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号については、案件No.3の一部を修正し、可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第80号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1については、17番 庄司英喜委員、No.2については、3番 菊地善一郎委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○庄司英喜委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

17番庄司英喜です。案件No.1について報告をさせていただきます。農地法第4条第1項の転用案件No.1ですが、1月の10日、午前11時ごろから、申請人の〇〇〇さんの代理人〇〇〇行政書士、この方は〇〇〇市在住でありますけども、立会いの下で、菊地善一郎委員と私、事務局の小林次長とともに、現地調査並びに申請者からの内容の聞き取り調査を行いました。事務局から説明の後、〇〇〇代理人からも説明を受けました。なお、申請地につきましては、宅地に隣接している畑でありますけども、こちら昭和30年の4月に自宅を新築した際に申請人の父親である〇〇〇さんが申請をすることもなく、宅地の一部と思い、車両等の出入りのために、アスファルトの舗装までして使用してきた状況であります。申請人は今後も実家の管理をしていくとのことではありますが、〇〇〇県〇〇〇市の在住でありまし

て、代理人には申請人に対し、適切な保全管理をするよう強く求めたところであります。なお、申請地は集落内の一角にあり、今回の農地転用で、他に影響を与えることはないものと判断いたしましたので報告します。雪囲い等はしてあるんですけども、管理をするとは言いながらもなかなか管理も大変ではないかなというのが実感であります。このことから、代理人には強く管理について求めたところであります。以上報告します。

○菊地善一郎委員

〔No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地善一郎です。農地法第4条第1項の転用につきまして、報告いたします。案件No.2でございますか、1月10日の午前10時20分ごろより、〇〇〇氏代理人の〇〇〇行政書士、庄司農業委員と私、事務局より小林次長の4人で行いました。当該地は、地目は畑と田となっております、利用状況は未耕作地であります。また、当該地は〇〇〇氏の実家でありまして、幼少期、申請地の畑や田を住宅の通路や排雪池として利用していたということでございますが、少なくとも50年以上前にこのような利用状況であったというようなことでございます。この家にはお兄さんが住んでおられましたが、亡くなりまして〇〇〇氏が相続し、売却を考えていたところ、このような農地があり、適正な利用がされていないということが判明しまして、今回の申請になったものでございます。当日は、積雪のため、現地は詳しく確認は出来ませんでした、付属資料の土地利用計画図を見ていただくとわかる通り、通路や雪捨て場、排雪池として計画しておりますので、耕作出来ない地形にもなっておりますので、やむを得ない申請と考えられます。以上報告します。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第80号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第80号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第81号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定1件、所有権移転6件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、所有権移転のNo.1、No.2については、3番 菊地善一郎委員、所有権移転のNo.3、No.4、No.5については、17番 庄司英喜委員、No.6については、2番 大津康男委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

〔権利設定のNo.1、所有権移転のNo.1、No.2について、現地調査の結果並びに補足説明〕

3番菊地です。それでは農地法第5条の権利設定につきまして、現地調査の報告をいたします。1月9日9時50分ごろより、設定人〇〇〇氏、被設定人〇〇〇氏、お二方は兄弟ということでございます。代理人の〇〇〇行政書士、事務局の小林次長、庄司農業委員と私の6人で現地調査を行い

ました。当該地は地目は畑でございまして、現在は休耕地というようなことになってございます。今回は非設定人の〇〇〇氏が、設定人の〇〇〇氏より土地を借り受け、住宅を建築する計画というようなこととございます。当地は、市道に隣接しておりまして、生活環境が良いところであり、取水につきましては市水道より取水し、排水及び汚水は市下水道本管へ放流、雨水につきましては、砂利で整地し、地下浸透させるということでございますので、周辺農地、周辺宅地等への影響は少ないと思われまますので、今回の申請は問題ないと考えます。以上報告します。

続きまして、11頁の、農地法第5条、所有権移転案件No.1につきまして、報告いたします。同じく1月10日午前11時25分ごろより、譲渡人〇〇〇氏、譲受人の〇〇〇・〇〇〇両氏の代理人〇〇〇行政書士、庄司農業委員と私、事務局小林次長の3人で現地確認を行いました。当該地につきましては地目は田でございまして、現況は積雪で分かりませんが、畑として利用されているというような説明を受けました。現在は畑で利用されているというようなことで、水は引いておらず、会津北部土地改良区の地区から除外済みであるというようなこととございます。取水は市水道、排水は合併浄化槽で設置して処理しまして、市道側溝に排水、雨水は、地下浸透及び市道側溝に排水をするということで、近隣農地・宅地とも多少離れておりまして、影響は少ないと考えられますので、今回の申請は問題なしと考えます。

続きまして、案件No.2でございしますが、農地法第5条所有権移転でございます。同じく1月10日午前9時過ぎより、譲渡人〇〇〇氏、譲受人有限会社〇〇〇、双方代理人の〇〇〇行政書士立会いの下、庄司農業委員と私、事務局より小林次長と共に、現地調査並びに、聞き取り調査を行いました。事務局より説明の後、代理人の〇〇〇行政書士より説明を受けました。当該地につきましては、地目は畑というようなことで、〇〇〇氏が自家用野菜などを栽培しております。今回譲受人の希望によりまして、農地を宅地に造成しまして、一軒家を建てるために販売したいというような内容でございます。市街地であり、周りは住宅地でございまして、生活環境は良い

ということでございます。上下水道につきましては完備されまして、雨水につきましては、地下浸透及び南側の道路側溝に流れる予定でございます。以上のことから周辺への影響は少ないと思われますので、今回の申請については問題なしという風に考えます。以上報告します。

○庄司英喜委員

〔所有権移転のNo.3、No.4、No.5について、現地調査の結果並びに補足説明〕

それでは私から、農地法第5条所有権移転のNo.3、No.4、No.5について、一括報告をしたいと思います。

それではまずNo.3の案件ですけれども、現地調査の結果を報告します。1月10日、午前10時頃から、譲渡人破産者の〇〇〇さん、破産管財人〇〇〇弁護士の代理人として、株式会社〇〇〇の〇〇〇社長と、譲受人〇〇〇さんの代理人〇〇〇行政書士両名の立会いの下で、菊地善一郎委員と私、事務局の小林次長で現地調査を行いました。事務局からの説明の後、〇〇〇代理人から、雪が積もっているので、グーグルマップで雪の無い時の状況を2枚ほど提出いただきまして、もちろん雪は積もっていますが、別に境界が分からないというようなことではございません。境界の杭等についてはちゃんと確認することができましたので、マップの説明と併せて説明を受けました。譲受人の方が申請地を譲り受けて、住宅の新築と駐車場、それから雪捨て場として活用したいということであります。申請地は区画整理事業が行われまして、市道にも隣接しており、最適な場所で、なおかつ現在は家族4人で借家住まいをしているということで、今回の申請に至りました。農業委員会の許可の後には、雪解けとともに、早々の整地をして移転をして行きたいということで、今回の調査としては、所有権移転に支障を及ぼさないと判断しましたので、報告をさせていただきます。

引き続きNo.4の案件についても報告をさせていただきます。所有権移転案件No.4について、現地調査の結果を報告いたします。1月10日午前9時30分ごろから、譲渡人〇〇〇さん、譲受人〇〇〇さん、両名の代理人として、〇〇〇行政書士立会いの下で、菊地委員と私、事務局の小林次長で現

地調査を行いました。事務局からの説明と併せ、〇〇〇代理人から本件の案件についての説明を受けました。当日は大雪で、現地も積雪が1 m近くもありまして、境界を示す表示や標識を確認するのに大変な苦勞をしました。譲受人は譲渡人とは以前から面識があり、これまでも草刈りなどの管理作業を譲渡人に代わって、行って来たこともあり、譲渡について申し出たところ、快諾が得られたということでもあります。なお、備考の欄にも書いてありますが、近隣には適切な駐車場もなく、それらの解消も含めて、老後資金育成の一環として、駐車場経営を計画したいということでありました。申請地は周辺が住宅化されておりまして、農業用排水に支障を及ぼすことはなく、今回の移転には支障のないものと判断しましたので報告をします。

長くなりますが、もう一件報告をさせていただきます。案件No. 5であります。農地法第5条所有権移転No. 5について、報告させていただきます。令和7年1月10日、お昼12時ごろから、菊地委員と私、事務局から小林次長で調査を行いました。譲渡人、譲受人については総会資料の通りでありますのでお名前を割愛させていただきます。事務局からの説明の後、両者の代理人である〇〇〇行政書士から今回の案件について説明を受けました。譲受人は現在保育園や老人ホームを運営していますが、老朽化や手狭になって来ていることから、新しく保育園を建設したいとのことでもあります。申請地周辺は清閑な住宅地であり、近くには桜並木の遊歩道があり、公共施設の喜多方プラザも近く、保育環境としては大変良い場所となっております。しかし、申請地については3,000㎡以上の案件であり、本日の総会以降に、1月24日に杉妻会館で開催される、第107回常設審議委員会で小林次長が説明をする予定の案件でもあります。それと併せまして、喜多方市から開発許可及び会津地方振興局とともに景観条例等の協議を進めている案件でもあります。今回の農地転用、所有権移転については、特に周辺農地に支障はないものと判断しましたので、報告をさせていただきます。

○大津康男委員

〔所有権移転のNo.6 について、現地調査の結果並びに補足説明〕

2 番大津です。農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転案件No.6 について報告いたします。去る 1 月10日午後 2 時45分より、譲受人〇〇〇氏、譲渡人〇〇〇氏は欠席でした。塩川総合支所より高橋氏、農業委員からは横山氏と私、それから推進委員からは花見氏で現地調査を行いました。転用の目的は、共同住宅建築です。転用することによって生じる付近の概要ですが、土砂の流出等の災害を防止するための措置として、東側と北側、西側、南側は宅地で既に建物が建っておりました。造成工事の際は地盤をしっかりと固め、隣地への土砂等の流出を防止するということです。それから農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼさないための措置として、当申請地は、上下水道施設が完備されており、支障ありません。それから周辺農地に係る営農条件なんですが、周辺には農地がなく、住宅地となっており、支障はありませんでした。よってこの案件は、問題ないと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第81号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい。小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林です。細かいことですが、5 条移転のNo.1、あとNo.4 の職業欄がハイフンになっているのですが、無職とか会社員とかあるわけなんですが、これはどういう理由で書かれてないのでしょうか。

○事務局

ただいま小林委員から質問のあったことについてお答えいたします。農地法第 5 条の申請につきましては令和 5 年の 4 月から職業欄が、当初の様式から廃止されております。ただこれまで、申請書に職業欄が設けてあり

ましたので、引き続き記載されているものについては、総会資料の議案として掲載してございます。今回ハイフンの記載のものにつきましては、申請書に記載がないというものでございまして、議案書に今回掲載しなかったということでのハイフンという趣旨でございます。以上でございます。

○議長

小林千代松委員よろしいでしょうか。

○小林千代松委員

わかりました。

もう一点。No.6の案件についてですが、土地利用計画図18ページを見ますと、地積が、119.36と190.47を足しても309㎡ほどにしかありませんが、これはどういう計算でNo.6の案件の396㎡になっているのか、説明をお願いします。

○事務局

先ほどのご質問ですが、まず18頁の土地利用計画図の中で、左側の方に、斜線部分で119.36㎡と記載あるんですが、こちらは真ん中の斜線のかかっていない部分を抜いての面積となっております。ですので、こちらには記載が無いんですが、こちらの真ん中の建物部分と斜線部分の119.36㎡と駐車場利用部分の110.47㎡を足しますと今回の申請地の合計の面積となるような形になります。

○議長

小林千代松委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第81号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

開会から1時間が経過しておりますので、ここで10分間の休憩、一時休議をしたいと思います。

再開は3時45分をお願いいたします。

～ 休議 ～

○議長

皆様お揃いですので、議事を再開します。

○議長

続きまして、「議案第82号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

No.1について、14番 横山敏光委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○横山敏光委員

〔No.1について、現地調査の結果並びに補足説明〕

14番横山です。議案82号農地法第5条第1項の事業計画変更について、現地確認しましたのでご報告いたします。これは先ほど議案79号でも報告した内容でございまして、〇〇〇さんの村東14の畑が事業から抜きたいということで、この〇〇〇さんの自宅は、畑の真西に位置してございまして、そ

これから7月下旬に行われる塩川の花火大会の花火が一望のもとに見える絶好の場所なんですね。ところが太陽光発電のシステムが出来てしまうと目の前に見えなくなる、まあ横に動けば見えるそうなんです、楽しみにして来る兄弟がいるわけで、花火が見えなくなるという声があつて、なかなか地権者もそれがわだかまりとなつて、1か月前の現地確認の時にも花火が花火がという声が私の耳にも残っておりまして、それが原因だろうと思いますけども、抜きたいということで設計変更に至ったということでございます。それに伴つての影響等は前述しましたように、問題はございません。以上報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第82号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい。高野委員。

○高野進委員

5番高野ですけども、〇〇〇さんと〇〇〇さんを除外したいということで変更後の地積0になっておりますが、その下の塚原義光さんも0になっているのはどういう理由でしょうか。

○事務局

高野委員からのご質問ですが、15番につきましては、当初233㎡うち0.07㎡という事業計画の予定でしたが、支柱の設置等が必要なくなったということから、この営農型太陽光発電の併用地として利用したいということから、変更後の地積ということで233㎡、全域といった内容となっております。

○高野進委員

ここには、太陽パネルの下では作物は作らないのでしょうか。

○事務局

補足して説明申し上げます。この15の番地の土地については、一時転用は行わず、ポールは立てない、上に太陽光発電は立てないということでご

ざいますが、この16、17、太陽光パネルを設置する土地と、併せて下の部分はですね、一体としてそばを作付けするということで、全体の事業の併用地としての取り扱いとさせていただいたので、このような表記となったところです。〇〇〇さん、〇〇〇さんの土地については全く触らない、下の〇〇〇さん、15番の土地については、一時転用は行わないけれども、下部の農地で外の土地と一体として、営農を行うという意味合いで、このような記載とさせていただいたところでございます。

○議長

高野委員よろしいですか。

○高野進委員

わかりました。

○議長

その外、ご意見、ご質問はございませんか。

○議長

はい、小林委員。

○小林千代松委員

13番小林です。細かいことではありますが、付属資料の19頁ですが、方位図が東西南北の方向が違うんじゃないかなと思うのですが。

○事務局

今ほどのようなご質問ですが、申し訳ございません、方角が誤っておりました。正しくは、左側が北になります。

付け加えて、説明いたします。19頁の案内図につきましては、左側の西と書いてあるところが北になってございます。90度ずれておりました。大変申し訳ございません。引き続き資料については間違いが無いように努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議長

小林千代松委員よろしいですか。

○小林千代松委員

わかりました。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第82号については、付属資料の一部を訂正し、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第83号 農地法第3条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第83号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第83号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第84号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

なお、本案件中、農用地利用集積計画のNo.5、No.39、No.42を除く案件について、先に事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.5、No.39、No.42を除く利用権設定48件、所有権移転5件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第84号のNo.5、No.39、No.42を除く案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第84号のNo.5、No.39、No.42を除く案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号のNo.5、No.39、No.42を除く案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第84号のNo.5の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、17番 庄司英喜委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、

庄司英喜委員の退席を求めます。

※（ 17番 庄司英喜委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.5の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第84号のNo.5の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第84号のNo.5の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号のNo.5の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

17番 庄司英喜委員の着席を求めます。

（17番 庄司英喜委員着席）

○議長

続きまして、「議案第84号のNo.39の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、6番 菅井大輔委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、菅井大輔委員の退席を求めます。

※（ 6番 菅井大輔委員退席 ）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.39の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第84号のNo.39の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第84号のNo.39の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号のNo.39の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

6番 菅井大輔委員の着席を求めます。

（6番 菅井大輔委員着席）

○議長

続きまして、「議案第84号のNo.42の案件について」を議題といたします。

なお、本案件につきましては、1番 鈴木隆委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、鈴木隆委員の退席を求めます。

※（1番 鈴木隆委員退席）

○議長

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔No.42の案件について、朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第84号のNo.42の案件についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第84号のNo.42の案件について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号のNo.42の案件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

1番 鈴木隆委員の着席を求めます。

（1番 鈴木隆委員着席）

○議長

続きまして、「議案第85号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）57件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第85号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、小林千代松委員。

○小林千代松委員

13番小林ですが、賃借料のところで、38頁の7番ですね、賃借料が0になっていますが、どういう意味で0になっているのでしょうか。あともう一点なんです、43頁の30番これ〇〇〇さんになっているのですが、その

下の集計が〇〇〇さんになっていますので、お名前が違っていると思います。以上です。

○事務局

只今、7番の上田の〇〇〇さんの使用貸借ということで0円ということで内容を確認して来ましたところ、〇〇〇さんという方が新規の就農者ということで、お知り合いだったということで、〇〇〇さんの後を継いでやっていただきたいというところも含めて、今回、後継者というような二人の間に位置図けられているようで、今回使用料は0円、使用貸借で契約するという事になったということを確認いたしました。

また、43頁につきましては、30番〇〇〇さんの集計となっていなければいけなかったですが、間違っておりました。大変失礼いたしました。修正いただきたいと存じます。

○議長

小林千代松委員よろしいですか。

○小林委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、渡部委員

○渡部信夫委員

16番渡部ですが、今ほどの件ですけれども、確認したいのは、0円ということでしたが、機構を通す貸借となったときに、手数料は発生しないということなんでしょうか。

○事務局

0円の契約のものについては、手数料は0ということを確認しております。

○渡部信夫委員

続いてですが、関連無いわけではなくて、43頁から44頁の、番号が35番

で、これらの内容がソバになっているのですが、賃借料が水田並みの契約になって、11年間ということで、この内容で機構に貸借関係が発生すると、待ったなしでこの金額が、手数料がいくばくかあるにしても、決済されるということで、本当にこの条件でやられるというのは間違いないですか。

○事務局

金額については、農業振興課で申請を受け付けて、こちら計画書をいただいております、内容を確認しております、この金額で間違いないということでした。ただ、作物名につきましては、予定ということでいただいているということで、借りるのが田んぼということで条件が良ければ変更する可能性もあるということで、参考に作物名を書いているということでありましたので、その点で金額が水田並みの田んぼの金額となっているということでございます。繰り返しになりますが、賃借料については、この金額でということで確認してございます。

○議長

渡部委員よろしいですか。

○渡部信夫委員

わかりました。

○議長

外にございませんか。

○議長

はい、菅井委員。

○菅井大輔委員

5番菅井でございます。先ほどの7番〇〇〇さんの件だったんですけども、〇〇〇さんというのは新規就農者だということだったんですけども、そういった場合は3条でできれば調査してほしいなと思うんですが、これだけの資料だと、その人がどういった人で、どれくらい耕作しているか、我々全然わからないので、その辺の新規就農者、あるいはあまり面積をやってられない方、その辺の受付の手続きをしっかりとされたほうがよろしいのかと思います。以上です。

○事務局

ただいま、菅井委員からのご意見をいただきました。この方、〇〇〇さん、新規就農者ということで、今ほどお話しをいただきましたが、当然これまで農業委員会総会で図って来た内容等を踏まえたと3条という解釈の仕方も、適切かはわかりませんが、今までそのように行われてきたというようなことでございますので、それによって皆さんに審査をいただいて、許可をしたという例がございます。一方この促進計画につきましては、あくまでも3条の審査というよりも、農地バンクにエントリー、手を挙げて認められた者につきましては、借り受けることが出来るというような書類手続きになってございます。あくまで県の公告をもって、この方が、地域のエントリー者として認められたという形でございますので、この方がだめだというものではないということをご承知おき頂きたいと思います。

今後、今年の4月からは、バンク法または農地法3条というやり方の二通りになって来ますので、その辺は地域計画の絡みもございますが、その辺はまず新規就農者としてやっていけるのか、いけないのかという判断も当然必要となって来ますし、その方を農業者を育てていかなければならないということもございますので、その辺につきましては、地域計画等と絡み合わせながら、地域計画を基本とし、バンク法または農地法3条として、適正な農地の状況ですか、農地の場所にもよるかと思いますが、そういった総合的に判断しながら、どちらの法律に基づいて、誘導して行くかというものを事務局の中でも検討させていただきたいと思います。

○議長

菅井委員よろしいですか

○菅井大輔委員

わかりました。

○議長

外にご意見、ご質問ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第85号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第14回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

（閉 会） 1 6 : 1 0